

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度について

出典：令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料 一部改変

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

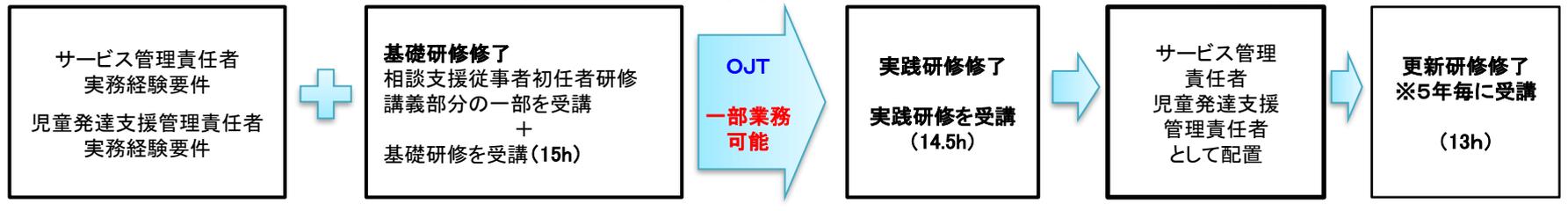
基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

○一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実績の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）

○分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）

○直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件：A）＋B）

A）基礎研修等修了

- ①相談支援従事者初任者研修講義部分の1(11h)を修了
 - ②基礎研修(15h)を修了
- ※【1】を満たす予定の日の2年前から受講可

OJT(★)
一部業務可能

B）実践研修修了

基礎研修終了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可(★)

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

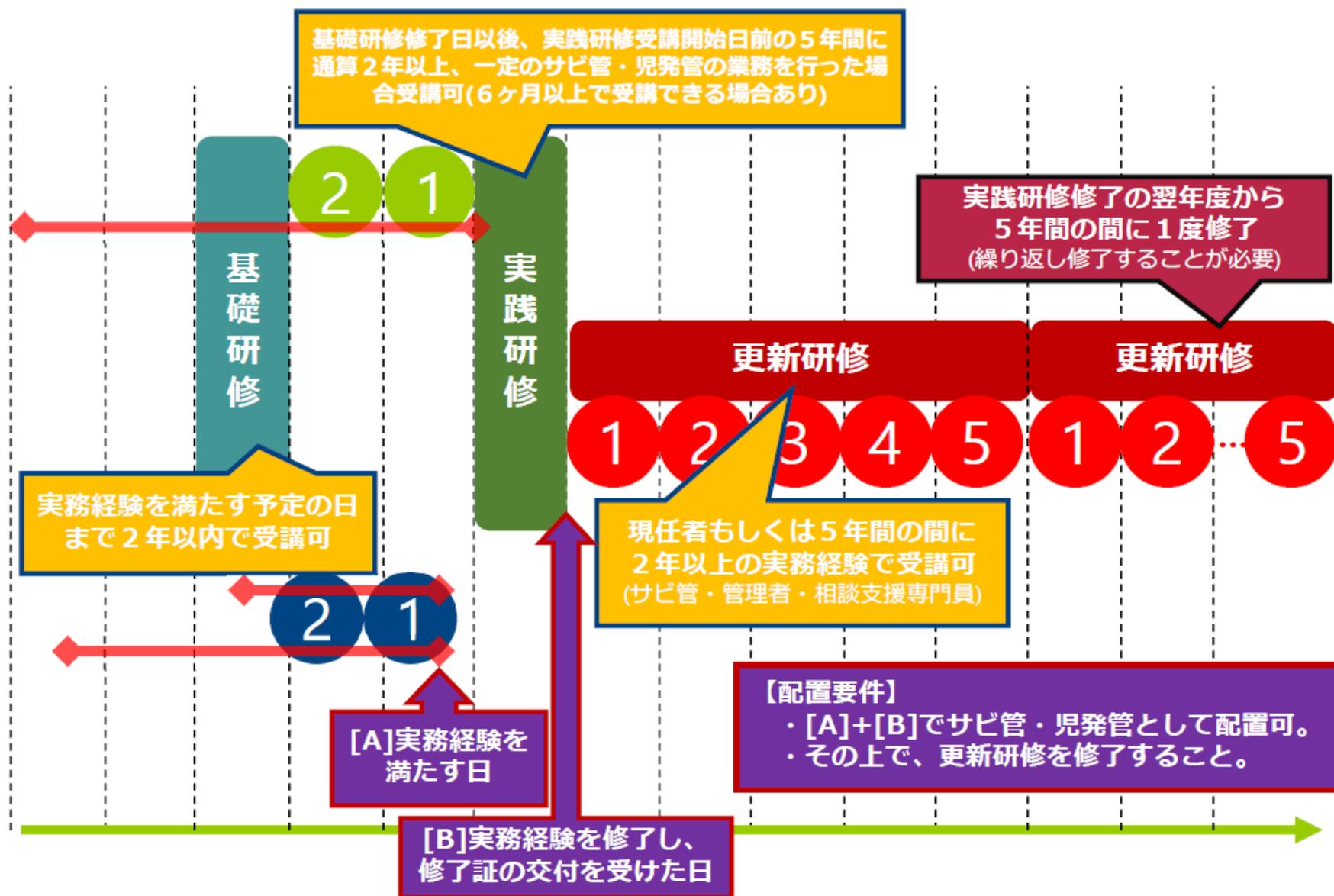
研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験A(OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験A(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理責任者等として配置可
(5年毎に要更新)

実務経験B

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

OJT期間が6月以上で実践研修を受講しようとする際の留意点

OJT期間が「6月以上」とすることができる要件

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

届け出の方法例

- ㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。

【届け出る内容】

OJTに従事する旨を①OJTに従事する者の氏名、②開始年月日がわかるように届け出ること。

【届け出る方法例】

体制届に添付する従業者等の勤務体制及び勤務形態を表す文書等において、当該者に関する欄に備考として記す等。

※OJTの開始年月日及び体制を届け出る日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

※指定基準や報酬告示等により届け出を要する事項を変更しない場合、直近の体制届に付属する文書を追加で提出する等の取り扱いとして差し支えない。

- ㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

- ㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

⇒ 当該配置を届け出たことをもってOJTの実施についても届け出ているものとする【別途の届け出は不要】

※ただし、OJTの開始日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

（実践研修受講時は、基礎研修修了日及び体制届の必要部分の写しをもって確認を行うこと。）

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

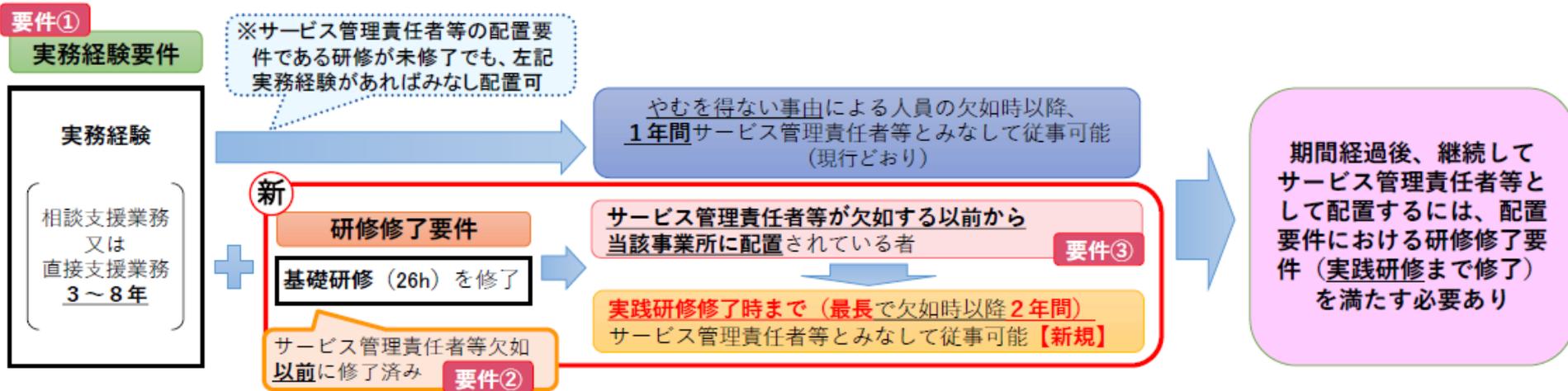
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

参考

相談支援従事者初任者研修講義(旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h



共通講義及び分野別演習(旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

参考

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	特区は令和3年3月31日廃止	
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。				
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者				
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者				
	その他これらの業務に準ずる業務に従事する者					
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上		8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者				
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
		e 特別支援学校等の従業者				
その他これらの業務に準ずる業務に従事する者						

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格をいう。

※3 上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

参考

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
		国家資格保有者※	有資格者※3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は 児童 (児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (5) 学校において相談支援の業務に従事する者 (6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずる業務に従事する者	3年以上	5年以上
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者 (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 (5) 学校等の従業者 その他これらの業務に準ずる業務に従事する者		5年以上

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の 未配置に係る減算について

サビ管・児発管の未配置

以下の①又は②の単位数の大きい方を減算

- ①サービス(児童発達支援)管理責任者欠如減算
- ②個別支援計画未作成減算

減算の種類	減算期間	減算の割合
①サビ管(児発管)欠如減算	欠如したその翌々月から 人員基準欠如が解消される に至った月までの間	減算適用1月日から4月目 30%減算 減算適用5月日以降 50%減算
②個別支援計画未作成減算	計画が作成されずに支援 された月から当該状態が 解消されるに至った月の前 月までの間	減算適用1月日から2月目 30%減算 減算適用3月日以降 50%減算

事業所運営への影響が大きいため、適切に資格等の管理・確認を行ってください！

相談支援専門員の研修制度 について

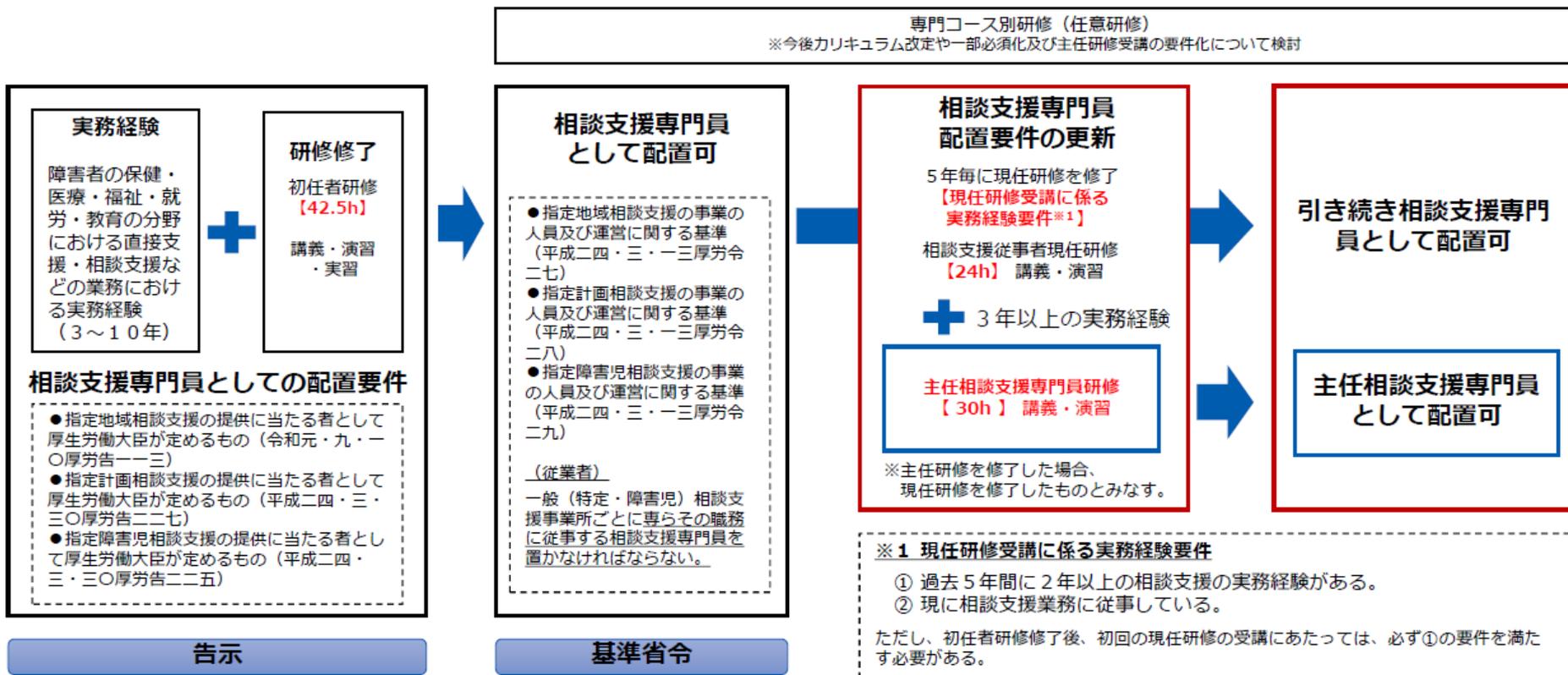
出典：令和7年度相談支援従事者指導者養成研修会資料 一部編集

相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し、指導的役割を担う人材の育成と適切な活用等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成30年度～令和元年度	・ 主任相談支援専門員養成研修会の開催（2ヶ年の国による直接養成）
平成30年3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）※準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年2月14日 ～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを公表
令和元年6月6日～	・ 相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月	・ 告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。
令和2年度～	・ 初任者研修・現任研修新カリキュラムへ移行、都道府県等による主任養成本格開始。 ・ 相談支援従事者指導者養成研修※に主任研修の指導者養成の内容を取り込み4日間化。

相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**(H30年度創設、H31年度～養成開始)。



※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

告示

基準省令

相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
 - ・ 演習や実習のさらなる重視
 - ・ オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の定時）
- 継続的な学びの必要性の強調
 - ・ 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - ・ 実地教育(OJT)との連動の導入
 - ・ スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - ・ 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

相談支援専門員研修の告示別表

参考

初任者研修(旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8.0h
	地域支援に関する講義	6.0h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11.0h
合計		31.5h

現任研修(旧)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2.0h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2.0h
	協議会に関する講義	2.0h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12.0h
合計		18.0h

新 設

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

相談支援専門員の実務経験

参考

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	
	① 相談支援業務	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	5年以上
	① 相談支援業務	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	① 相談支援業務	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護等業務に従事する者 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10年以上
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
③ 有資格者等	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員に求められる力(コンピテンシー)

大項目	中項目	小項目
相談支援に必要な価値	人権意識・当事者尊重・意思決定支援	
相談支援に必要な知識・技術	障害福祉に関する制度、権利擁護・虐待防止に関する制度、障害特性、障害児支援、医療的ケア児、地域移行支援、高齢障害者支援	
個別ケースに対する相談支援のスキル	記録の技術	
	安心感の提供(ラポールの構築)	受容、傾聴、面接設定
	インテーク・アセスメント	情報収集力、ケースを通じての情報整理力、見立ての力、要約力、説明力、客観性の担保、二次アセスメントの活用
	サービス担当者会議を適切に開催・運営(チームアプローチ)	会議招集、情報共有力、スムーズな会議進行、
	サービス等利用計画	社会資源情報収集、調整力、書く力、説明する力
	必要に応じて適切な(直接的)介入	
	モニタリング	適切なモニタリング期間の設定、サービス提供状況の観察、サービス提供状況の聞き取り、サービス提供状況の評価
	終結(ターミネーション)	終結時の判断基準、根拠
地域デザインにおける相談支援のスキル	有効なネットワーク構築(チームアプローチ)	チーム形成、個別支援会議活用
	地域ニーズの適切な把握	地域ニーズの掘り起こし、地域ニーズのコーディネート
	地域診断	地域診断のための情報収集、地域情報の発信
	社会資源の開発/改善	個別の支援からの地域課題提起、課題解決策検討、課題解決策提案
地域(事業所内)の人材育成および運営管理における相談支援スキル	地域(事業所内)での人材育成	スーパービジョン、ファシリテーション、研修立案・運営
	地域協議会の運営	情報共有のための定例会議の運営、課題検討のための各種部会・プロジェクト会議の運営、合意形成・施策遞減のための運営会議・全体会議の運営

厚生労働科学研究(H28-身体・知的-一般-004)「相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究」による整理

○ 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

- ① 機能強化型基本報酬を算定
- ② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
(事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則)

(研修ではなく)
OJTで育成・質の担保

【相談支援員の要件】

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
- ② 常勤専従^(※)で配置
(※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

ソーシャルワーク専門職である国家資格により
基盤となる知識・技術等を担保

【相談支援員が可能な業務の範囲】

- ① サービス等利用計画の原案の作成
・ サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければならない。
★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨
(トレーニングをすることは可能)



② モニタリング

※加算の算定も可
(体制加算を除く)

【機能強化型報酬算定の際の 件数の取扱い方法】

- 0.5人として員数に繰り入れ可能。



【その他】

- 相談支援従事者養成研修(初任者研修)は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚労告第227号)」を改正^(※)

- 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定(告示に追加)。
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す(留意事項通知に記載)。
- 国家資格者に公認心理師を規定(告示に追加)。

(※) 指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解釈通知に明示。

本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

本調査研究の概要

1) 相談支援事業所調査・相談支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所で、かつ主任相談支援専門員を配置している事業所、および当該事業所で従事している相談支援員を対象にWebアンケートを実施
【回答】事業所：119か所、相談支援員：30人

2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談支援事業所を対象にオンラインによるヒアリング調査を実施（プレヒアリング：2か所、上記アンケート調査から抽出：4か所）

3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方の資格取得が可能な4年制大学で、障害福祉に関わる授業を担当している教員、および学生（3年生）を対象にWebアンケートを実施
【回答】教員：57人、学生：259人

4) 周知のためのリーフレットの作成

上記調査結果および検討委員会での検討結果を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関、資格取得を目指している学生や社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者、また、相談支援事業所等に対して「相談支援員」の周知を図るためのツール（リーフレット「障害福祉分野の相談支援員を知っていますか」）を作成

調査結果の概要

【相談支援事業所調査】

- ・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
- ・配置のメリットとして、実践を通じた育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

【相談支援員調査】

- ・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移行しやすい

【ヒアリング調査】

- ・【事業所】人材不足を補い、相談支援専門員の業務をサポートできる等即戦力となる一方で、法人・事業所における人材育成の強化が必要
- ・【相談支援員本人】担当できる業務が増え、経験を積むことができる

【養成機関に関する調査】

- ・【教員】学生が障害福祉分野に興味を持つには、現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
- ・【学生】相談支援専門員の認知度は88.4%。84.6%が「相談支援員」に関心がある



検討委員会による検討

本調査研究の調査設計や方法及び調査結果の分析方法やとりまとめに関する検討・助言を行うことを目的として設置（開催：全3回）

【検討委員】（敬称略、◎座長）

- ◎鈴木 敏彦（淑徳大学副学長・教授）
- 相馬 大祐（長野大学准教授）
- 富岡 貴生（日本相談支援専門員協会代表理事）
- 野崎 陽弘（日本相談支援専門員協会政策委員長）

調査研究の結果

【調査研究の結果】

- ・相談支援員の配置により相談支援業務のマンパワーの確保、実践を通じた人材育成、地域の相談支援力の向上、法人・事業所における組織的な相談支援人材の確保などのメリットがみられた
- ・一方、配置には育成の視点も重要であり、相談支援員の実務経験に合わせた計画的な育成、育成に関わる主任等の指導者としてのスキルの向上も必要である
- ・今後、相談支援員の配置促進のためには、相談支援員について広く周知を図ることが必要である（リーフレットの活用）

【期待される効果】

- ・相談支援員を配置することで、不足する人材の確保のほか、その後の相談支援専門員の資格取得、主任相談支援専門員へのキャリアアップなど、相談支援人材の育成へとつながる
- ・相談支援員の周知を図ることで、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関やその学生が、障害福祉分野の新たな就職のルートとして選択することができる

熊本県の研修(実施予定を含む)

○サビ管・児発管関係

- ・ サービス管理責任者等基礎研修（講義及び演習）
 - * 相談支援従事者初任者研修（講義）・・・サービス管理責任者等として従事するためには
相談支援従事者研修のうち講義部分の修了が必要
 - ・ サービス管理責任者等実践研修（講義及び演習）
 - ・ サービス管理責任者等更新研修（講義及び演習）
 - ・ サービス管理責任者等専門コース別研修（講義及び演習）
- ※令和7年度は「意思決定支援（標準編）」「障害児支援」「就労支援」を実施

○相談支援従事者関係

- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義及び演習）
 - ・ 相談支援従事者現任研修（講義及び演習）
 - ・ 相談支援従事者専門コース別研修（講義及び演習）
- ※令和7年度は「意思決定支援（標準編）」「障害児支援」「就労支援」「介護支援専門員との連携」を実施

※上記研修は、県が指定した（一財）保健福祉振興財団が行う

※募集については、研修初日の約2ヶ月前から実施予定

※各事業者へは、県ホームページ掲載及びメールにて周知を行う

○その他サービス管・児発管及び相談支援従事者関連

- ・ 地域リーダー養成研修（講義及び演習）

※障害福祉サービス事業所等による連携体制の構築等、地域づくりのリーダーとなる人材を育成するとともに、上記研修の演習を活性化し、有意義な研修にするためのグループファシリテーターの養成を図ることを目的とする。

その他県が実施する研修等について

○研修及び指定研修事業者について

1 同行援護従業者養成研修

- ・キャリア教育プラザ株式会社
- ・特定非営利活動法人地域たすけあいの会
- ・社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
- ・有限会社ホットラインワールド
- ・合同会社シャイニング
- ・社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会
- ・合同会社熊本介護人材養成センター

2 行動援護従業者養成研修

- ・キャリア教育プラザ株式会社
- ・特定非営利活動法人地域たすけあいの会
- ・合同会社シャイニング
- ・合同会社熊本介護人材養成センター

3 強度行動障害支援者養成研修

- ・社会福祉法人菊愛会
- ・有限会社ホットラインワールド
- ・社会福祉法人三気の会

4 重度訪問介護支援者養成研修

- ・特定非営利活動法人自立生活センターヒューマンネットワーク熊本
- ・合同会社熊本介護人材養成センター
- ・株式会社土屋
- ・ユースタイルラボラトリー株式会社

○障がい福祉従事者研修受講促進事業の実施について

- ・研修の受講促進を行い、障がい福祉従事者の確保や専門性の向上を図るため、上記研修の一部を対象とし「障がい福祉従事者研修受講促進事業」を実施。
- ・障害福祉サービス等に従事する現任職員が、県指定研修事業者が開催する上記研修を受講している期間における代替職員確保のための経費について助成を行う。
- ・申請書提出期限等については、県ホームページ掲載及び事業者へメールにて周知を行っている。

www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/50657.html

情報提供

2. 就労選択支援員の要件・養成・兼務について

概要

- 就労選択支援を行う事業所が配置すべき就労選択支援員については、指定基準において、「指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」としている。

方向性

- 上記の「厚生労働大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度の就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・就業支援基礎研修 ・職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース） ・専門コース別研修（就労支援コース）

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築くことにつながる
- 支援者自身の成長やキャリア形成にもつながる
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていくことにつながる
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくりにつながる
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台につながる

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心的かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討会におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間が存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書(案) ～概要③～

研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(I)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし
実施時間 (目安)	約7時間程度 7科目	約22時間程度 22科目	約37～43時間程度 19科目+演習2日間×2
			約32～40時間程度 12科目+演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(I)、(II)は、1科目約60分での実施を想定した場合

※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

それぞれの役割等に応じた任意受講

研修の階層

職種や実務経験問わず全ての支援者が受講

障害児支援
基礎・実践研修(I)

障害児支援
基礎・実践研修(II)

(2日間研修を想定)

障害児支援リーダー研修

障害児支援コア人材研修

対象者像

主に本人支援を中心とした役割を担う者

事業所において中心的な役割を担う者

地域において中心的な役割を担う者

実施主体

事業者

都道府県・指定都市

実施イメージ

一科目(講義前+講義+講義後の取組)あたり約60分～90分程度での実施時間を想定

※一科目を同日で行う場合や各取組・講義を複数日に分けて行う等、事業所等の実情に応じて実施

講義前の取組

全国共通
講義

講義後の取組

【事業所】

全国共通
講義
(動画)

【対面研修】

具体的取組については、標準カリキュラム等の内容も踏まえながら、地域の実情に応じた創意工夫の下で、都道府県等が主体的に検討

演習

【対面研修※】

演習

※対面研修の間を一定期間あけて実施

第4回障害児支援における人材育成に関する検討会(R7.7.24)
資料から引用